

とよなか

(部内資料)

教え子を再び戦場に送るな！ 2014年12月10日発行NO. 531

子ども達の豊かな成長に力を合わせましょう！

府教委 「授業アンケート」結果を悪用した教員評価改悪案を提示

来年4月実施ねらう



教員の資質向上につながる気味を奪う「授業アンケート」は行わなければならない声をあらためて強めましょう。

すでに、本来対象外である講師の方への説明や同意書の配布の前に、クラスの子どもへの「授業アンケート」用紙を配布する学校など、ルールの無視した学校が出ています。

豊中市教委は11月末に学校長に対し、授業アンケートの説明をおこない、12月中に実施するとしています。

教職員の評価・育成システムの改定について（提示）

○ 提示内容

(1) 授業アンケート結果を踏まえた指導・育成に関する手順の改善

① 授業アンケート結果の判定に基準を導入

[内容]—授業アンケート結果について「絶対値による基準」と「統計的手法による基準」を活用した判定を行う

[方法]

「特段に高い」→「絶対値3.5以上」かつ「統計的手法により、校内において特段に高いとされた値」

「特段に低い」→「絶対値2.5以下」又は「統計的手法により、校内において特段に低いとされた値」とする

② 「授業力」評価における指導・育成手順を明確化

[対象]—授業アンケート結果が「特段に低い」と判定された教員・その他校長が必要と認める教員

[内容]—「授業力」について、指導・育成過程を記録するための様式（「授業改善シート」、以下「シート」という。）を導入

[方法]— 校長が授業実施上の課題、課題に対する改善方策について教員に示し、認識の共有化を図る

・校長が授業観察（年間複数回実施）や具体的な職務行動に関する内容をシートに記録

・校長がシートに記載した授業観察や職務行動の記録等をもとに、「『授業力』評価票」を作成

(2) 「授業力」評価が下位評価となった教員の業績評価、能力評価の取扱いの見直し

[内容]—授業は学校教育活動の中心をなすものであることから、「授業力」を教員評価における「基本として最も必要な要素」と位置付ける

[方法]—業績評価において「授業力」が下位評価（「達していない」とされた場合は、業績評価を標準（「A」）以上としない）能力評価において「授業力」が下位評価（「発揮していない」とされた場合は、能力評価を標準（「A」）以上としない）

豊中で授業アンケートがとりくまれようとしている12月4日。府教委は大きな教組に対し「教職員の評価・育成システムの改定について」を提示。

授業アンケート結果で下位評価者（B・C）増やす

その内容は、①「アンケート」の結果を点数化し、「授業力評価票」にある「授業アンケート結果」（特段に高い・標準・特段に低い）に直接反映させる。

②能力評価と業績評価の「授業力」の評価が下位となった者は他の評価項目が優れていても能力評価と業績評価を下位評価（B・C）とする。③「授業アンケート」結果が低かった者等について、校長が「授業改善シート」を作成する。

授業アンケートの「点数」がひとり歩き!?

授業アンケート導入の際、大教組はその客観性・公平性の欠如を強く指摘。府教委も『授業アンケートの手引き(平成25年3月)』の中で、

「授業アンケートは、専門的な指導技術等を問うものではなく、授業を受けた子どもたちの受け止めを中心に回答を求めます。」

「また、授業アンケートの結果は、校長・准校長が教員の「授業力」を評価するに当たって踏まえるものであり、直接教員の評価になるものではありません。」と説明しています。

しかし今回の提示は、個々の教員に対する授業アンケートの回答を数値化し(「そう思う」:4、「だいたいそう思う」:3、「あまり思わない」:2、「思わない」:1)、その平均点が中間値である2・5以下ならば「授業アンケート結果」が

「特段に低い」と判定するとうもの。客観性のない授業アンケートの点数を、授業の実態や校長の判断を越えて独り歩きさせるものです。

**投票に行こう!
わたしたちの思いを
一票に託そう!**



教員は中立・公正だから、投票にも行かない?

全教の会議の場で、ある県からの発言でびっくりするような報告。

若い教員から、「中立じゃないといけないから、投票に行ったらいけないんじゃないですか」

こんなことを言う青年教職員がいるとのこと。

その背景には選挙のたびに教育委員会から出される選挙に関する「教職員の服務について」の通達があるといえます。

府教委「教職員が一切の政治的行為を禁止されているわけではない」

法令によって教職員の行う政治活動・選挙活動に一定の制限が加えられていることは事実です。

たとえば教員としての地位を利用して特定候補者への投票依頼を行うなどの行為は禁止されています。

しかし教職員・公務員も国民としての権利は他の国民と同様に認められています。

今回の衆議院選挙にかわり、府教委は大教組に「法令による規制は遵

制度解説

【投票日】12月14日(日) 7時~20時
一部に投票時間が繰り上げられる地域あります

【投票方法】
衆議院選挙は2回投票します。
①小選挙区選挙…候補者名を記入
②比例代表選挙…政党名を記入
合わせて最高裁判所裁判官の国民審査があります

【期日前投票】
衆議院議員総選挙
12月3日(水)~13日(土)
最高裁判所裁判官国民審査
12月7日(日)~13日(土)
8時30分から20時
※期日前投票の場所・方法などは市町村選挙管理委員会のホームページなどで確認することができます。
※「投票所入場券」が届く前でも期日前投票はできます。
※「投票所入場券」がなくても選挙人名簿に登録されている人は、投票できます。

国の未来を決める選挙

守りなければならぬが、教職員が一切の政治的行為を禁止されているわけではない」と説明しています。

選挙は私たちの要求を表現する貴重な機会です。

大変忙しい学期末ですが、今後の国のすすむ道を左右する重要な争点がたくさんある選挙です。

職場でも政治について話題にして、**願いを託せる候補者・政党を見極め、必ず投票しましょう。**

争点いろいろ

- 少人数学級(35人) **すすめる↑↓やめる**
- 消費税10%増税 **すすめる↑↓やめる**
- アベノミクス **効果あり↑**
- 原発再稼働 **なし・格差拡大の道**
- 沖縄新基地建設 **すすめる↑↓ゼロへ**
- 平和憲法・9条守る **守る↑↓**
- 改憲・軍隊を認める **子育て中の人には子育て支援も、介護や年金問題など関心の人もいます。**